⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 19 June 2025 (tenders brought with or submitted by mail : 3 : 00 P.M. 19 June 2025).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年３月７日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　前川　利聡

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央自動車道（特定更新等）高田川橋床版取替工事

⑶　工事場所

自）岐阜県土岐市泉町（土岐ＩＣ）

至）岐阜県多治見市光ケ丘（多治見ＩＣ）

⑷　工事内容　本工事は、中央自動車道の土岐ＪＣＴ～多治見ＩＣ間において、高田川橋の床版取替等を行う特定更新等工事であり、施工省力化に関する技術開発を推進し、工事現場におけるイノベーションの推進や生産性向上等を図ることを目的とした「施工省力化技術導入総合評価方式（技術提案評価型）」の適用工事である。

⑸　工事概算数量

床版取替工　約2.0千㎡

床版防水工　約2.0千㎡

橋面舗装工　約0.2万㎡

支承取替工　約30基

塗替塗装工　約0.4千㎡

橋梁付属物工　１式

構造物詳細設計　１式

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,680日間

半導体及び鋼材等の資材の不足及び調達遅延を含め、受注者の責によらない事由を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、契約書第22条の規定に基づき、受注者からの工期延長の請求の措置により、工期延長の協議を行うことができるものとする。

⑺　使用する資機材

プレキャストＰＣ床版　約2.0千㎡

⑻　落札者の決定方法は、施工省力化技術導入総合評価方式（技術提案評価型）による。

⑼　電子入札（郵送入札）による。

⑽　すべての入札参加者から単価表の提出を求める。

⑾　電子契約によることができる。

⑿　建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⒀　契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⒁　地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事である。

２　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しないこと。

⑵　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」（平成19年１月10日付け中高契第２号企画本部長通達（以下「資格登録要領」という。））に基づく資格登録者において、工事種別等の以下の条件を満たしていること。

①　単体の場合　令和５・６年度の「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。（ただし、開札時において橋梁補修工事の令和７・８年度の資格登録者であることを条件とする（経営事項評価点数は問わない。）

②　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）（甲型）を構成する場合　令和５・６年度の「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上である２者で構成されていること。（ただし、開札時において橋梁補修工事の令和７・８年度の資格登録者であることを条件とする。（経営事項評価点数は問わない。）

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③　設計工事共同企業体を構成する場合　工事競争参加有資格者は、上記①又は②を満足する者であること。建設コンサルタント会社は、令和５・６年度の「橋梁設計」の資格を有する者であること。（ただし、開札時において橋梁設計の令和７・８年度の資格登録者であることを条件とする。

※会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。この場合、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数を満たすことを必要とする。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。特定ＪＶ（甲型）を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがなされていないこと。（いずれも記⑵の再認定を受けた者を除く。）

⑷　平成21年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事（業務）の施工（業務）実績を有すること。

①　単体又は特定ＪＶ（甲型）を構成する場合の代表者又は設計工事共同企業体を構成する場合の代表者

求める実績　橋面積1,500㎡以上の橋梁床版※の新設又は取替を行った工事

※橋梁床版とは、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。なお、鋼床版は除く。以下同じ。

②　特定ＪＶ（甲型）を構成する場合の代表者以外又は設計工事共同企業体を構成する場合の代表者以外の工事会社

求める実績　橋梁上部工※を架設した工事

※橋種は問わない。以下同じ。

③　設計工事共同企業体を構成する場合の建設コンサルタント会社

求める実績　道路橋における床版取替（床版打換を含む）の基本設計若しくは詳細設計又は道路橋における鋼鈑桁橋の基本設計若しくは詳細設計

【①・②の施工実績】

１）求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。

２）施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功認定した工事（旧日本道路公団が発注し、しゅん功認定された工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。

３）施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功認定した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。

４）特定ＪＶ（甲型）又は経常ＪＶの構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定ＪＶとしての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

【③の業務実績】

１）求める実績に対して提出できる業務実績は１件とする。

２）業務実績は、平成21年度以降に元請けとして完了認定された業務とする。

⑸　特定ＪＶ（甲型）または設計工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が対象工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　当社が別に定める特定建設工事共同企業体協定書を標準として、入札参加希望者が作成した協定書案を競争参加資格確認申請書、技術資料等（以下「申請書等」という。）に添えて提出すること。また、設計工事共同企業体を構成する場合においては、中日本高速道路株式会社が別に定める設計工事共同企業体協定書による協定書（案）が提出すること。